

「その他の協議会」の設置状況

1 「その他の協議会」の定義（※詳細は別紙参照）

文部科学省において、以下の条件を全て満たすものを「その他の協議会」として、平成24年4月1日現在の設置状況を把握した。

- 学校ごと又は中学校区単位ごとに、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体であること。
- その会議体は、教育委員会の規則や、教育委員会が定める規定等に基づき学校が作成する要綱等により設置されていること（委員の任命・委嘱が行われていること）

※ 個人として意見を述べる「学校評議員」が一堂に介する会議を「学校評議委員会」と称しているもの（規則等で協議機能が読み取れない場合）は対象外として整理。

2 「その他の協議会」の分類（※詳細は別紙参照）

「その他の協議会」を、以下の三つの権限（学校運営協議会の権限）との関係で（Ⅰ）～（Ⅲ）の3種類に整理。

- ①校長の作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べる。
- ③教職員の任用に関する意見を教育委員会に述べる。

分類	三つの権限との関係	①承認	②意見	③任用
（Ⅰ）	権限①及び②を持たせた会議体として設置。 （※権限③を持たせていない。）	○	○	×
（Ⅱ）	権限②を持たせた会議体として設置している。 （※権限①及び③を持たせていない。）	×	○	×
（Ⅲ）	権限②を持たせた会議体として設置しているが、校長の求めに応じた場合のみ意見を述べるができる。（※権限①及び③を持たせず、②を制限。）	×	△	×

3 「その他の協議会」を設置する市区町村教育委員会数

78 市区町村教育委員会が「その他の協議会」を設置。（※都道府県単位では 21 都道府県）

分類	設置教育委員会数
その他の協議会（Ⅰ）	5
その他の協議会（Ⅱ）	42
その他の協議会（Ⅲ）	32
合計	79

※ 「その他の協議会」の仕組みを複数設置する教育委員会が1市あるため、「その他の協議会」数と市区町村教育委員会数は一致しない。

4 「その他の協議会」を設置する学校数

協議会種別	幼稚園	小学校	中学校	高等 学校	中等教 育学校	特別支 援学校	合計
その他の協議会（Ⅰ）	5	46	17	0	0	0	68
その他の協議会（Ⅱ）	57	788	346	165	0	26	1,382
その他の協議会（Ⅲ）	47	434	198	1	0	0	680
合 計	109	1,268	561	166	0	26	2,130

5 「その他の協議会」例

○その他の協議会（Ⅰ）

	規則や要項の 制定	協議会名	委員の任命	権限や役割等
A 自治体	市教委が 規則を 制定	学校運営 協議会	市教委が 委嘱	①校長の運営方針の承認（必須） ②学校運営に関する意見（できる） ③学校関係者評価の実施
B 自治体	市教委が 運営要綱を 制定	協議会	市教委が 委嘱	①校長の運営方針の承認 ②学校運営・教育活動の充実についての協議 ③学校支援の在り方についての協議、 組織体制の整備 ④教職員の構成についての意見

○その他の協議会（Ⅱ）

	規則や要項の 制定	協議会名	委員の任命	権限や役割等
C 自治体	県が事業として実施要項で定め、市町村が学校管理規則に明記	地域・学校 協議会	学校長が 推薦し 市教委が 委嘱	①具体的な学校運営に関する協議（教育目標、運営方針、教育課程の編成等、教育内容、行事等、特色ある学校づくり、地域人材の活用） ②学校評価に関する協議 ③地域の行事や活動への児童生徒・教職員の参加に関する協議 ④子供の安全や居場所づくりに関する協議 ⑤家庭や地域全体の教育に関する協議 ⑥異校種間（幼・小・中・高）の連携に関する協議
D 自治体	市教委が規則で制定・認定	地域学校 連携協議 会	学校長が 推薦し 市教委が 委嘱	①校長に対する意見 ②運営への地域住民等の理解、協力、参加等の促進協力 ③地域住民等に対する情報提供 ④学校関係者評価 ⑤児童生徒からの意見聴取

「その他の協議会」の分類基準

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」の規定に基づく「学校運営協議会」に該当。

○「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」の規定に基づく「学校運営協議会」に当てはまらない「その他の協議会」は以下の基準により分類することとする。

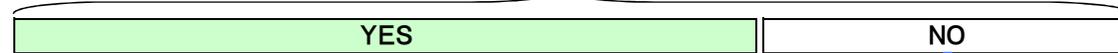
<基準1> ----- 学校ごと又は中学校区単位ごとに、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体があるか？
※地域住民及び保護者が必ず含まれていること。



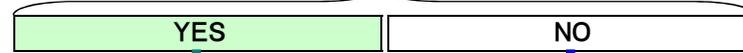
<基準2> ----- その会議体は、教委の規則や、教委が定める規定等に基づき学校が作成する要綱等により設置されているか？
※委員の任命・委嘱が行われていること



<基準3> ----- 校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体であるか？



<基準4> ----- 校長の作成する学校運営の基本方針を承認する会議体であるか？



学校運営協議会

その他の協議会(I)

その他の協議会(II)

その他の協議会(III)

(※対象外)